

ノーマライゼーションかしわプラン

第3期柏市障害者基本計画（平成24～32年度）

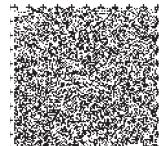
第3期柏市障害福祉計画（平成24～26年度）

ダイジェスト版



平成24年3月

柏 市



1 計画策定の背景

柏市では、「みんなでつくる　みんなで暮らせるまち　かしわ」の基本理念の下、障害者基本計画と障害福祉計画を一体的にして『ノーマライゼーションかしわプラン』を策定し、障害のある人が暮らしやすい環境づくりに向けた施策を展開しています。

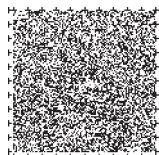
◇障害者(基本)計画と障害福祉計画

	障害者(基本)計画	障害福祉計画
根拠法	障害者基本法（第11条第3項）	障害者自立支援法（第88条） （*平成24年度現在）
主な内容	障害者のための施策に関する 基本的な事項を定める	障害福祉サービス等の 確保に関する計画
計画期間	中長期の計画で、任意設定 （「基本的考え方〔構想〕」 10年で「基本計画」5年など、 自治体によりさまざま）	3年を1期 (第3期：平成24～26年度)
備考	障害者基本法直近改正 平成23年8月	障害者自立支援法成立 平成17年10月

平成16年度に、同年度から24年度までの9か年を計画期間とする『第2期柏市障害者基本計画』を策定し、3年ごとに内容の見直しを図って「中期プラン」、「後期プラン」としてきました。また、平成18年度からは、障害者自立支援法の施行により、「障害福祉計画」を3年ごとに策定することが義務づけられ、平成18年度から20年度までを計画期間とする『第1期柏市障害福祉計画』、および21年度から23年度までを計画期間とする『第2期柏市障害福祉計画』を策定してきました。

そして、平成20年度の上記「後期プラン」策定の際には、「障害者基本計画」と「障害福祉計画」の計画期間の整合を図るために期間の見直しを行い、平成22年度から23年度までの2か年計画としました。

この度、上記「後期プラン」と『第2期柏市障害福祉計画』の計画期間終了を迎えるにあたり、これまでの計画について施策や事業の進捗状況等の確認・評価を実施し、度重なる大きな制度改革の内容も踏まえながら『第3期柏市障害者（基本）計画』と『第3期柏市障害福祉計画』を、新しい『ノーマライゼーションかしわプラン』として策定することにしました。



2 計画の位置づけと性格

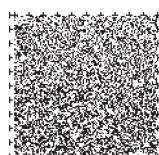
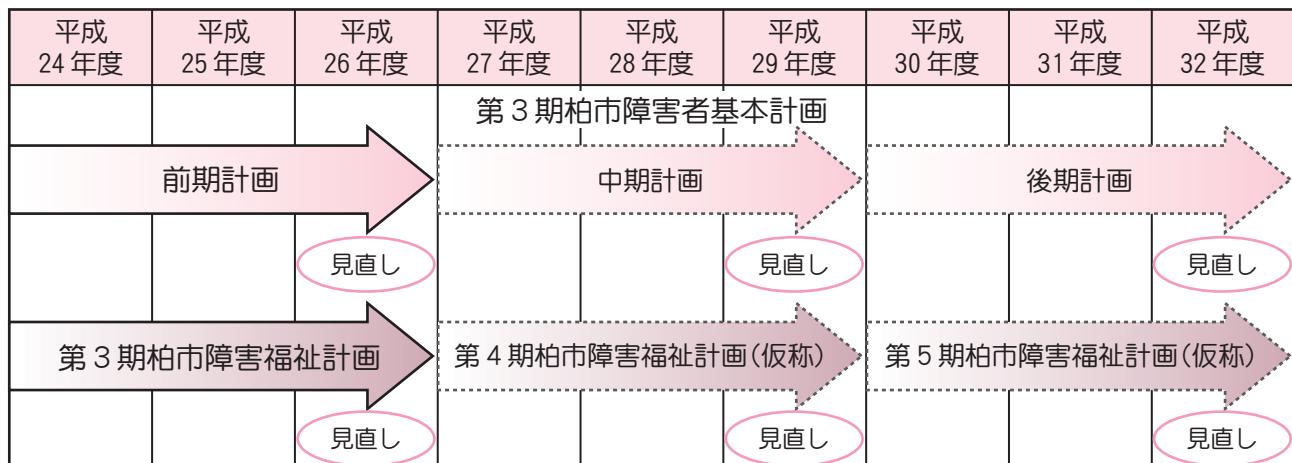
- ◇ 本計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく「市町村障害者計画」(*柏市では「障害者基本計画」と呼称) と、障害者自立支援法第 88 条に定める「市町村障害福祉計画」の性格を併せ持つます。
- ◇ 発達障害者支援法、障害者雇用促進法などの関連法を踏まえて策定しています。
- ◇ 国および千葉県それぞれが策定した関連の計画や、市が策定した各種計画等との整合・連携を図ります。
- ◇ 『柏市第四次総合計画』(後期基本計画) およびその後継計画の部門計画として策定します。
- ◇ 市が取り組むべき今後の障害者施策の基本方向を定めた総合的な計画であり、同時に、市民や関係企業・各種団体などが自主的かつ積極的な活動を行うための指針となるものです。

3 計画の期間

本計画の計画期間は、平成 24 年度（2012 年度）から平成 32 年度（2020 年度）までの 9 年間とし、見直しについては「障害者計画」、「障害福祉計画」に当たる部分を一体的に、3 年ごとに行います。

なお、国によって、平成 25 年 8 月までに障害者自立支援法を廃止して後継法（障害者総合支援法〔仮称〕）を制定することが予定されているため、その内容を平成 26 年度に予定している最初の見直しの際に計画に反映させることとします。また、社会情勢の変化等により必要に応じて見直し等を行うこととします。

◇新『ノーマライゼーションかしわプラン』計画期間



4 計画の対象

本計画では、身体障害者、知的障害者、精神障害者（発達障害者を含む。）の3障害に加えて、高次脳機能障害者についても計画の対象とします。

5 計画の基本理念

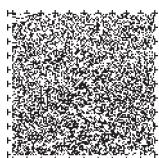
障害のある人もない人も、住み慣れた地域の中で、安心して、その人らしく自立して生活を営むことができ、尊厳を持って心豊かな人生を過ごすことができるようなまちをつくっていくことが重要です。こうした観点から、平成16年度から23年度までの『ノーマライゼーションかしわプラン』においては、その基本理念を「みんなでつくる みんなで暮らせるまち カシワ」としてきました。

*ノーマライゼーション…障害のある人を特別視するのではなく、障害のある人もない人も、誰もが個人の尊厳を重んじられ、地域の中で同じように生活を営める社会が通常（ノーマル）の社会である、とする考え方。

また、上位計画である『柏市第四次総合計画』における“将来都市像”が「みんなでつくる 安心、希望、支え合いのまち 柏」であること、さらに、『第2期柏市地域健康福祉計画』の“地域健康福祉像”が「だれもが、その人らしく、住み慣れた地域でいきいきと暮らせるまち 柏」であることなどもふまえ、本計画の「基本理念」を、前計画から引き継いで

みんなでつくる みんなで暮らせるまち カシワ

とします。



6 計画の展開

(基本理念)

みんなでつくる みんなで暮らせるまち かしわ

(基本方針)

1

権利としての地域生活の実現

2

バリアフリー・ユニバーサルデザイン社会の整備

3

協働と当事者参画による推進

(基本目標)

1

福祉意識の醸成と支え合いの環境
づくりの推進

2

情報提供・相談、権利擁護体制の確立

3

暮らしを支えるサービスの充実

4

誰もが働きやすく、活動しやすい環境
づくりの推進

5

子どもの成長への支援

6

健康・医療体制の充実

7

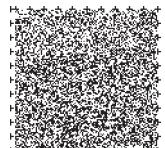
安全・安心な生活環境の整備

(重点施策・事業)

1 相談支援体制の
充実

2 就労支援の強化

3 居住環境の整備



7 具体的な取り組みの内容（基本計画）

◎基本目標1 福祉意識の醸成と支え合いの環境づくりの推進

「ノーマライゼーション社会」を実現していくためには、市民一人ひとりの意識づくりが必要であることから、福祉意識の普及・啓発に努めるとともに、ボランティア活動・福祉団体の活動など、地域福祉活動の促進を図ります。また、障害や障害のある人への理解と交流を促進し、「心のバリアフリー」の実現を図っていきます。

取り組みの展開

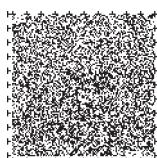
- 1 啓発・広報活動の充実
 - ① 障害への理解を深めるための啓発の充実
 - 啓発冊子等の配布・活用 など
 - ② 福祉教育の充実
 - 学校、生涯学習における福祉教育の充実
- 2 協働による福祉活動の充実
 - ① 地域福祉活動、ボランティア活動の推進
 - ボランティア活動の支援 など
 - ② 障害者団体間の交流や活動への支援
 - 障害者団体の交流の促進 など

◎基本目標2 情報提供・相談、権利擁護体制の確立

障害のある人が悩みや不安を抱えたときに、身近な場所で気軽に相談でき、必要な情報を確実に得ることができるような体制の充実を図ります。障害者に配慮した情報を提供するために、情報バリアフリーを進めます。また、国や県の動向も踏まえながら、権利擁護の体制の確立を図ります。

取り組みの展開

- 1 情報提供・コミュニケーション支援の充実
 - ① 情報提供の充実
 - 障害に配慮した情報提供の充実 など
 - ② コミュニケーション支援の充実
 - コミュニケーション支援事業の推進 奉仕員の養成
- 2 相談支援・ケアマネジメント体制の充実
 - ① 相談支援体制の充実
 - 「障害者相談支援事業」の実施 専門的体制の強化 など
 - ② ケアマネジメントの充実
 - ケース検討と情報共有体制の整備 など



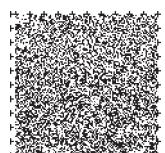
- 3 権利擁護体制の確立
- ① 権利擁護体制の確立・強化
 - 「成年後見制度利用支援事業」の推進
「日常生活自立支援事業」の利用促進 など
 - ② 虐待防止体制の確立
 - 「障害者虐待防止センター」を中心とした
虐待防止対策の推進 など

◎基本目標3 暮らしを支えるサービスの充実

障害のある人が住み慣れた地域で在宅生活を続けられるように福祉サービスの充実を推進するとともに、ニーズに対して的確な対応ができるようきめ細やかなサービス提供体制の確立を図ります。また、通所施設や地域活動支援センターなどの日中活動の場の充実や、グループホーム・ケアホーム等の居住の場の確保などに努めます。

取り組みの展開

- 1 日常生活の支援
- ① 「訪問系サービス」の充実
 - ② 日中活動支援のためのサービス（＊就労関係のものを除く）の充実
 - ③ 福祉用具等の利用の支援
 - 補装具費の支給　日常生活用具費の助成
 - ④ 移動支援の推進
 - 福祉タクシー料金の助成等
- 2 「居住の場」の確保
- ① 多様な住まいの確保と居住の支援
 - グループホームへの支援 など
 - ② 生活を支援する施設の確保
 - 新たな入所施設等の整備
- 3 経済的支援の充実
- 「福祉手当」の支給　市独自の負担軽減策の継続



◎基本目標4 誰もが働きやすく、活動しやすい環境づくりの推進

「社会参加」の最たるものとも言える“就労”については、『柏市障害福祉就労支援センター（ハートフルワーク柏）』を中心として、障害者就労・生活支援センター、企業、就労支援施設等との連携を図りながら、障害のある人への支援を推進していきます。また、障害のあるなしにかかわらず、その人らしくいきいきと参加できる地域社会づくりを進めます。

取り組みの展開

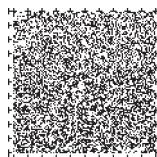
- 1 就労の支援、促進
 - ① 就労支援の充実
 - 就労相談窓口の充実 「就労移行支援」事業の推進
一般企業等における障害者雇用の促進 など
 - ② 多様な就労形態への支援
 - 「就労継続支援」事業の推進
地域活動支援センターへの支援 など
- 2 生涯学習活動の充実
 - ① 文化活動・生涯学習活動への参加促進
 - 生活訓練等事業の実施 など
 - ② スポーツ・レクリエーション活動への参加促進

◎基本目標5 子どもの成長への支援

障害の早期発見や早期療育のため、母子保健事業および児童福祉事業を推進します。障害の特性、育ちのニーズに応じた成長の支援を進めます。乳幼児期から学齢期まで切れ目のない支援を行うため、保健・福祉・医療・教育の支援体制の充実を図ります。

取り組みの展開

- 1 保健・療育等の充実
 - ① 障害の早期発見・早期療育
 - 療育支援事業の充実 保育所・幼稚園等支援の充実 など
 - ② 障害児保育の充実
 - 「統合保育」の推進 保育相談の充実 など
- 2 学齢期への支援の充実
(含む学校教育)
 - ① 療育・相談事業、学校教育の充実
 - 「特別支援教育」の充実 障害の状況に応じた教育の提供 など
 - ② 放課後支援の充実
 - 「日中一時支援事業」の充実 など



◎基本目標6 健康・医療体制の充実

中途障害や障害の重度化、二次障害等に対する予防対策を充実します。また、障害者（児）の健やかな心身を保てるよう、医療機関と連携を図りながら保健・医療体制を充実させます。精神障害者の地域生活を促進・支援するために、精神保健を充実させます。

取り組みの展開

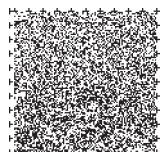
- 1 健康管理・リハビリ等の支援 —— ○「介護予防」の事業の充実 広域的な連携によるリハビリテーションの充実 など
- 2 医療ケア体制の充実 ————— ○「自立支援医療」の推進 医療費の助成 障害者（児）歯科保健事業の充実 など
- 3 精神保健の充実 ————— ○相談支援の充実（「こころの健康相談」など） 普及啓発の推進（「市民向けの精神疾患に関するフォーラム・出前講座」など） など

◎基本目標7 安全・安心な生活環境の整備

障害のある人だけでなく、すべての人が住みやすい「福祉のまちづくり」を推進します。また、防災・防犯や災害時等における支援体制の整備・確立を図り、地域で安全に・安心して暮らしていくまちづくりを推進します。

取り組みの展開

- 1 福祉のまちづくり —————
 - ① 「福祉のまちづくり」の推進
○障害のある人に配慮した都市基盤の整備 オストメイト対応型トイレ等の設置 など
 - ② 公共交通の利便性の確保
○市内各駅のバリアフリー化 など
- 2 安全対策(防災、防犯等)の推進 — ○災害時要援護者対策の充実（「柏市防災福祉K-Net」の構築等）
障害に配慮した避難所の整備 など



◎重点施策・事業

1 相談支援体制の充実

概要 地域の相談支援の中核的な役割を担う「障害者基幹相談支援センター」を設置して総合的な相談業務を行い、困難事例や虐待防止等に対応していきます。

2 就労支援の強化

概要 「柏市障害福祉就労支援センター」を中心とし、各関係機関等と連携を取りながら障害のある人の就労支援を総合的に行います。

3 居住環境の整備

概要 障害のある人の「居住の場」を整備します。障害のある人の自立した地域生活実現をめざすために、その目標に至るまでに必要な、多様な居住環境の整備および支援を充実させます。

8 おもな数値目標と見込み量（障害福祉計画）

◇ 数値目標

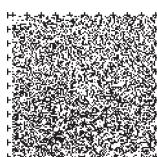
本市においては、平成 26 年度に向けて、①入所施設の入所者の地域生活への移行、②福祉施設から一般就労への移行の 2 つについて次の数値目標を掲げ、積極的に推進・促進することとします。

数値目標①：入所施設の入所者の地域生活への移行

項目	数 値	備考（考え方）
平成 17 年 10 月 1 日入所者数（A）	239 人	平成 17 年 10 月 1 日の人数
【目標値】（B）地域生活移行	72 人 (30.1%)	（A）のうち、平成 26 年度末までに地域生活へ移行する人の目標数
新たな施設入所支援利用者（C）	48 人	平成 26 年度末までに新たに施設入所支援が必要な利用人員数見込み
平成 26 年度末の入所者数（D）	215 人	平成 26 年度末の利用人員見込み (A - B + C)
【目標値】（E）入所者削減見込み	24 人 (10.0%)	差し引き減少見込み数（A - D）

数値目標②：福祉施設から一般就労への移行

項目	数 値	備考（考え方）
現在の年間一般就労者数	4 人	平成 17 年度において福祉施設を退所し、一般就労した人の数
【目標値】年間一般就労者数	16 人 (4 倍)	平成 26 年度において福祉施設を退所し、一般就労する人の数



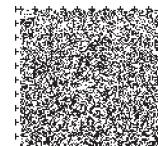
◇ 指定障害福祉サービス等の提供見込み量一覧

区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
訪問系	居宅介護	6,864 時間分 286 人分	7,344 時間分 306 人分	7,848 時間分 327 人分
	重度訪問介護	2,100 時間分 7 人分	2,100 時間分 7 人分	2,100 時間分 7 人分
	同行援護	1,060 時間分 53 人分	1,100 時間分 55 人分	1,160 時間分 58 人分
	行動援護	55 時間分 5 人分	55 時間分 5 人分	55 時間分 5 人分
	重度障害者等包括支援	0 時間分 0 人分	0 時間分 0 人分	0 時間分 0 人分
日中活動系	生活介護	9,215 人日分 485 人分	9,310 人日分 490 人分	9,405 人日分 495 人分
	自立訓練（機能訓練）	44 人日分 2 人分	44 人日分 2 人分	44 人日分 2 人分
	自立訓練（生活訓練）	456 人日分 24 人分	494 人日分 26 人分	532 人日分 28 人分
	就労移行支援	1,106 人日分 79 人分	1,148 人日分 82 人分	1,372 人日分 98 人分
	就労継続支援（A型）	320 人日分 16 人分	420 人日分 21 人分	700 人日分 35 人分
	就労継続支援（B型）	4,976 人日分 311 人分	5,008 人日分 313 人分	5,040 人日分 315 人分
	療養介護	2 人分	2 人分	2 人分
	短期入所	682 人日分 62 人分	715 人日分 65 人分	748 人日分 68 人分
居住系	共同生活援助	131 人分	153 人分	174 人分
	共同生活介護			
	施設入所支援	219 人分	217 人分	215 人分
相談支援関連	計画相談支援	536 人分	1,091 人分	1,646 人分
	地域相談支援			
	地域移行支援	27 人分	33 人分	37 人分
	地域定着支援	64 人分	128 人分	190 人分

* 「共同生活援助」「共同生活介護」については、合計した見込み量を標示

* 人日とは…

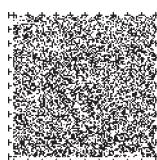
利用人員見込み×月当たりの平均利用日数（標準は 22 日）→ =月間の延べ利用日数



◇ 地域生活支援事業の提供見込み量一覧

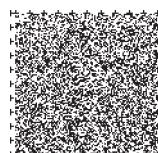
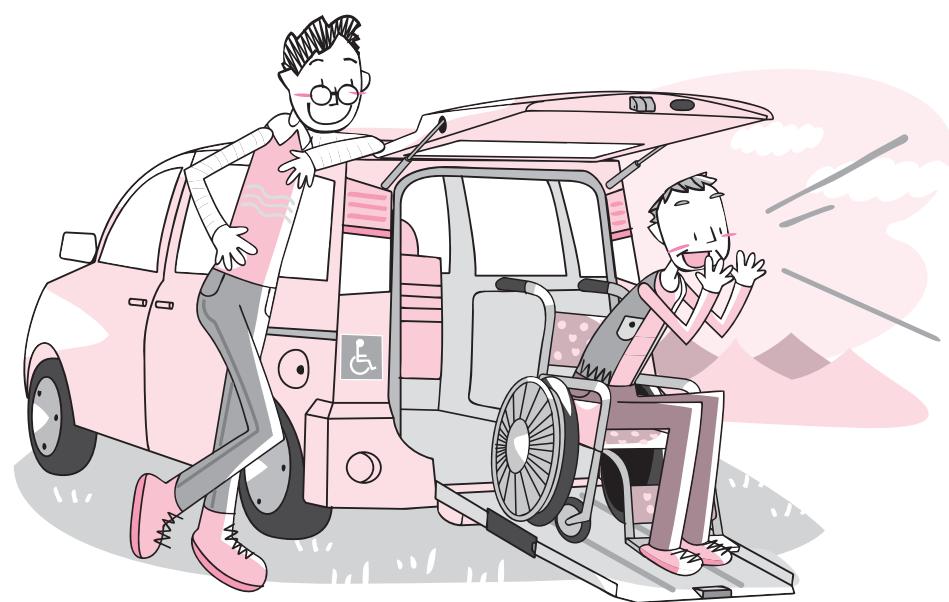
<必須事業分>

事業名	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	実施見込箇所数	利用見込者数	実施見込箇所数	利用見込者数	実施見込箇所数	利用見込者数
(1)相談支援事業						
① 障害者相談支援事業	1		1		1	
② 自立支援協議会	1		1		1	
③ 障害児等療育支援事業	4		4		4	
④ 市町村相談支援機能強化事業	4		4		4	
⑤ 成年後見制度利用支援事業		2		4		6
(2)コミュニケーション支援事業						
① 手話通訳者設置事業 (順に設置通訳者数、年間延べ相談件数)	2	1,300	2	1,320	2	1,340
② 手話通訳者派遣事業 (順に派遣通訳者数、年間延べ派遣件数)	14	650	16	660	16	670
③ 要約筆記者派遣事業 (順に派遣筆記者数、年間延べ派遣件数)	16	130	16	130	16	130
(3)日常生活用具給付等事業(件数)			748	778	808	
① 介護・訓練支援用具			8	8	8	
② 自立生活支援用具			38	40	41	
③ 在宅療養等支援用具			51	53	55	
④ 情報・意思疎通支援用具			70	73	76	
⑤ 排泄管理支援用具			577	600	624	
⑥ 居宅生活動作補助用具(住宅改修費)			4	4	4	
(4)移動支援事業(「利用見込者数」欄の上段は 実利用見込み者数、下段は延べ利用見込み時間数)	42	165 2,200	45	180 2,400	50	195 2,600
(5)地域活動支援センター						
基礎的事業 (市内) (市外)	23 12	460 20	23 14	470 30	24 16	485 45
I型事業 (市内のみ)	1	20	1	20	1	20
II型事業 (市内のみ)	4	60	4	60	4	60
III型事業 (市内) (市外)	18 12	380 20	18 14	390 30	19 16	405 45



<その他事業分>

事 業 名	単 位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
① 日中一時支援事業	実施箇所	40	42	45
	人 / 月	200	210	220
② 訪問入浴サービス事業	実施箇所	5	5	5
	人 / 月	28	28	28
③ 更生訓練費支給事業	実人 / 年	46	46	46
④ 知的障害者職親委託	実施箇所	2	2	2
	人 / 月	2	2	2
⑤ 生活訓練等事業	人 / 年	316	316	316
⑥ 点字広報発行事業 声の広報発行事業	発行部数 / 月	30	30	30
		120	125	130
⑦ 手話奉仕員養成・研修事業 点訳奉仕員養成・研修事業 要約筆記奉仕員養成・研修事業 朗読奉仕員の養成・研修事業	人 / 年	35	35	35
		25	25	25
		10	10	10
		—	—	20
⑧ 自動車運転免許取得・改造助成事業	件 / 年	10	10	10



9 計画の推進・進行管理

◇ 計画推進体制の確立

本市では、庁内や関係機関との連携を図りながら、計画の推進と進行管理の体制・しくみを、整備・確立します。

・事務事業評価

計画の推進や進捗状況の管理にあたって、庁内関係各課による事業の内部評価を行います。

・健康福祉審議会障害者健康福祉専門分科会

「健康福祉審議会障害者健康福祉専門分科会」において、進捗状況の評価や問題点の洗い出し等を行うとともに、その改善方法などについて審議を行います。

・自立支援協議会

相談支援事業等に関する計画の点検・評価にあたっては、「自立支援協議会」の活用等によって、障害当事者や支援者・事業者の視点から計画の見直しに反映できるしくみづくりとその強化に努めます。

・外部評価システム

障害当事者や関連団体等の意見をふまえた「有識者による意見交換会」の開催など、「外部評価システム」を整備していきます。

◇ 職員の質的向上

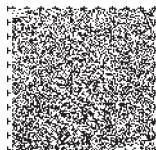
考え方

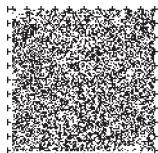
計画を円滑に推進するために、適切な推進体制を整備するとともに、サービスを提供する市職員および障害福祉サービス事業所職員の資質向上を図っていく必要があります。

実施事業

「障害福祉」への市役所全体の理解をいっそう深めていきます。また、障害福祉に関連する部署への専門職の配置、増員を検討します。

○職員研修の充実 資格取得の支援 専門職など人員の充実





この計画の本編は、市の行政資料室、図書館およびホームページでご覧いただくことができます。



ノーマライゼーションかしわプラン
— ダイジェスト版 —

平成 24 年 3 月

発 行 柏 市
編 集 柏市 保健福祉部 障害福祉課
〒 277-8505 千葉県柏市柏 5-10-1
電話 04-7167-1136 FAX 04-7167-0294

ホームページURL
<http://www.city.kashiwa.lg.jp/>

